

公表第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和4年3月2日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	原 学
久留米市監査委員	森 崎 巨 樹

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象 部局等	対象課等の内訳	監査実施期間	指摘 事項 件数	意見 件数
健康福祉部	総務、地域福祉課、健康保険課、 医療・年金課、障害者福祉課、 長寿支援課、介護保険課、生活支援第1課、 生活支援第2課、保健所総務医薬課、 保健所衛生対策課、保健所保健予防課、 保健所健康推進課、保健所地域保健課	令和3年10月18日 ～令和4年2月28日	9	2
子ども 未来部	総務、子ども政策課、子ども保育課、 家庭子ども相談課、 こども子育てサポートセンター、 青少年育成課、幼児教育研究所	令和3年10月18日 ～令和4年2月28日	0	1
教育部	教育委員会事務局 総務、学校施設課、教職員課、学校教育課、 学校保健課、学校給食共同調理場、 教育ICT推進課、教育センター、 田主丸事務所、北野事務所、城島事務所、 三潴事務所 教育機関 市立高等学校 南筑高等学校、久留米商業高等学校	令和3年10月18日 ～令和4年2月28日	5	1

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、令和3年度における財務に関する事務の執行、公有財産の管理並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

現金等取扱、旅費、給与、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等は重点項目として監査した。行政の組織、機能、事務処理の手續及び方法などの行政運営全般についても、経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務は、おおむね適正に執行されていたが、一部において、検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果に基づき、住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、措置等の対応が講じられるよう望む。

【健康福祉部】

指 摘 事 項

《事務監査》

〔文書管理事務〕

行旅死亡人に係る事務処理の専決権者を誤っているものがある。

〔審議会等事務〕

附属機関等の会議について、市ホームページ上で会議資料等が公表されていないものがある。

《財務監査》

〔現金取扱事務〕

出納員及び会計職員に、その身分を証明する証票が交付されていない例がある。また、証票を携帯せずに金銭会計事務を行っているケースがある。

〔郵便切手等管理事務〕

切手管理簿において、令和2年度の管理簿の記載に誤りがある等、適正な管理がなされていない。

〔契約事務〕

- (1) 契約事務において、契約相手方の損害賠償額の上限を設定しているもの、契約解除の解除要件を限定しているもの、契約不適合責任における履行追完請求等、市の権利行使期間が短くなっているものなどがあり、市にとって不利な内容になっているものがある。
- (2) 業務委託契約や賃貸借契約において、仕様書が契約書と一体化されていないものがある。
- (3) 契約事務において、暴力団の排除について定めた条項に誤りがあるものがある。
- (4) 令和3年度布団類の単価契約において、暴力団排除条項が設けられていない。

〔物品管理事務〕

公用自転車の管理において、鍵が所在不明になる等、適正な管理がなされていない。

意 見

《事務監査》

- (1) 80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題や介護と育児のダブルケアなど住民が抱える課題が複雑・複合化している。生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、これまでの分野別の縦割り支援では限界がある。国は地域共生社会の実現を理念とし、市町村が包括的な相談支援体制を構築・実践できるよう、本年4月から交付金を一括化するなど重層的支援体制整備事業を創設した。

本市は、平成27年度から生活支援体制整備事業に取り組み、生活支援コーディネーターの配置や地域での支え合いの仕組みづくりを進めてきた。本年4月に重層的支援体制の整備もスター

トさせたが、市民の理解や体制整備の状況はまだ十分とは言えない。

少子高齢化と人口減少が進む中で、地域のつながりの強度は、自治会間や校区間で幅がある。本事業は「まちづくり」の視点でも取り組むべき課題であり、健康福祉部のみで対応できるものでないことは明らかである。重層的支援体制整備事業を実効あるものにするには、分野を越えた複合的支援体制の構築が急務である。総合政策部や協働推進部、子ども未来部、教育委員会など関連部局との連携強化が求められる。これを機に、縦割りの解消、既存事業の統廃合を進め、市民にわかりやすい、効果的な体制となるよう検討されたい。本事業は手あげ方式の事業であり、その積極性如何により自治体間格差が広がることが予想される。住みやすさ日本一を目指す本市に相応しい先進的な体制を構築されたい。

(2) 令和元年6月に動物愛護管理法が改正され、動物の殺傷に対する罰則強化や動物取扱業が遵守すべき基準の制定、犬猫販売業におけるマイクロチップ装着の義務化など規制が強化された。福岡県は本年3月に第3次福岡県動物愛護推進計画を策定し、県内の自治体をはじめ、獣医師会、業界団体、動物愛護団体等が一体となり、犬猫の殺処分数の削減に取り組むこととした。

本市は、平成20年の動物管理センター開設当初は、収容した犬猫の大半を殺処分していたが、獣医師会等関係者や地域住民、動物愛護ボランティア（以下「ボランティア」という。）の理解・協力を得ながら、譲渡や過剰繁殖防止、動物取扱業者への指導、ペットの適正飼養の普及・啓発等に取り組んできた。この結果、犬猫の譲渡数は平成20年度3件であったが、令和2年度は108件に増加した。殺処分数は平成20年度899件あったが、令和2年度は20件に減少した。

ペットフード協会が発表した2020年全国犬猫飼育実態調査結果（推計値）によると、1年以内に新たに飼われた犬猫は計約95万匹で、前年比で約15%増加した。「新型コロナウイルス禍の影響で、ペットとの生活から癒しを求める傾向がうかがえる」と分析している。ペット飼養者の増加に比例し、飼養放棄や遺棄などによる野良犬猫の過剰繁殖や多頭数飼育崩壊などのリスクが高まると予想される。

ペットの適正飼養の普及・啓発活動が効果を上げるためには、ボランティアとの連携協力体制を築くことが必要である。譲渡会の開催や相談会等のイベント開催など各種事業の展開は、市と獣医師会や関係団体等との連携だけでは限界もある。本年7月、市議会の教育民生常任委員会では、ボランティア団体との協働が不十分であるとの指摘があった。ボランティアの取り組みは、団体による意識や考え方の違いから、横断的なつながりに発展しない場合がある。市が束ね役となり、指導助言を行われたい。

【子ども未来部】

意見

《事務監査》

就学前の子どもをめぐる保育、医療の提供、貧困の解消、虐待の防止などの課題はかつて、親族や地域住民らによって担われてきた。核家族化や地域のつながりの希薄化により、公の役割への期待が高まっている。その役割は多岐にわたるため、縦割り支援だけでは限界がある。保育サービスひとつをとっても、保育所、認定こども園、幼稚園等があり、市民には違いがわかりにくい。支援メニューはそれなりに充実していると思われるが、それぞれの支援サービスは所管部署が異なることもあり、十分に市民に理解されているとは言い難い。利用者にわかりやすい方法でサービスの情報提供に努めるとともに、切れ目のない子育て支援として、相談対応のワンストップ化の充実や必要な子ども・家庭への支援が確実に届くよう検討が必要ではないか。

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有すること、家庭が教育の原点であり出発点であろう。保護者が、子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することができるよう、負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることが必要であろう。所管部局である子ども未来部が積極的に関係部局との連携、協力を図りながら、市民が安心して子どもを産み育てることができるよう総合的な子育てサービスの構築に取り組みたい。

【教育部】

指摘事項

《事務監査》

〔公印取扱事務〕

不要となった公印について、適切な事務手続がなされていないものがある。

〔文書管理事務〕

修繕業務において、契約締結伺いの決裁が未了のまま業務が行われているものがある。

〔審議会等事務〕

附属機関の委員が交代する際に、前任者の解嘱の手続きが行われずに後任者の委嘱が行われているものがある。

《財務監査》

〔旅費支給事務〕

旅行命令書において、命令権者を誤っているものがある。

〔財産管理事務〕

廃校に伴う公有財産の用途廃止手続きが行われていないものがある。

《事務監査》

2019年12月に文部科学省が打ち出したGIGAスクール構想（以下「構想」という。）は、2020年度中に児童生徒1人1台の学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するよう計画が前倒しされた。本市は同年度中に整備を完了した。教育活動で有効に活用することが求められる。

教師のICT活用能力は構想を実現する上で欠かせない要素である。デジタル環境で育った児童生徒の適応は早いと思われるが、不得意な教師に対する研修などサポートは十分であるか。ICT活用を前提としたデジタル教材の開発や選択、カリキュラムは学校間で格差のないよう用意されているか。長年の課題である学力向上に生かされているか。情報モラルやリテラシーの育成は十分に行われているだろうか。本市はGoogle社と連携し、スタート時における教育ICT環境の充実に取り組んでいるが、今後も継続的に外部専門家の活用を積極的に行っていくことが必要ではないか。

運用面では、持ち帰りの際に想定される「破損・故障」、「不適切サイトへのアクセス」などのリスク管理は講じられているか。校内通信ネットワーク環境は、整備済みとのことであるが、一般教室以外でも利用できるか。多くの児童生徒が一斉に接続した場合、通信の遅延や障害が生じることがないように十分な通信環境が整備できているか。サイバー攻撃などに対するセキュリティ対策は十分であろうか。

財政面では、学習用端末等の更新時の費用負担の問題がある。仮に国の費用負担がなくなった場合の対応も検討しておく必要がある。

今回、国の計画の前倒しでハード整備が先行したため、ソフト面の準備に十分な時間をかけることができなかったのではないかと懸念される。学校教育課や教育センターなど関係課と緊密に連携し、学校現場の声をよく聞きながら実情の把握に努め、必要な対策を講じられたい。